

平成28年6月度 ORICセミナー

意外とおいしい、厚生労働省系助成金

平成28年6月20日

株式会社はた楽/社会保険労務士法人はた楽

代表取締役/社会保険労務士

佐藤 東

講師プロフィール

株式会社はた楽
社会保険労務士法人はた楽

代表取締役/社会保険労務士

佐藤 東 (さとう ひがし)

E-mail: sato@hata-raku.net



大阪市立大学法学部卒業。在学中に社会保険労務士資格取得。独立系組織人事コンサルティング会社に入社後、人事評価・賃金制度構築、組織開発診断ツールの設計、人材開発プログラムの立案、管理者研修トレーナー、経営計画策定などを担当。2012年株式会社アントレプレナーファクトリー執行役員。

2013年、企業の人事制度設計コンサルティングを行う株式会社はた楽を設立。

2014年、プロキャリ社会保険労務士事務所を開設し、助成金申請サポート事業を開始。2016年、社会保険労務士法人はた楽に改組。通所介護事業を運営する株式会社プロキャリ・ライフケア 代表取締役を兼務。

【主な執筆・寄稿実績】

- 「成果主義人事・賃金システム」（中央経済社）
- 「やる気を起こさせる！目標設定と面談の技術」（アイ・イーシー）
- 「研修の効果測定による戦略的人材開発システムの構築」（月刊人事マネジメント）
- 「育成できる評価者&自律する被評価者の作り方」（月刊人事マネジメント）
- 「社内起業家人材の育成法」（月刊人事マネジメント）

【主な講演実績】

- 人事制度策定研究会 担当講師（紀陽リースキャピタル主催）
- 人事・賃金制度改革の進め方（広島県労働協会）
- 経営者大学「人事管理」専任講師（株式会社新経営サービス）
- モチベーション・マネジメント講座（横浜市卸売市場主催）
- 効果的な目標管理制度の導入・運用講座（大阪商工会議所主催）
- 育成できる評価者&自律する被評価者の作り方（大阪中小企業投資育成主催）
- 人事考課者訓練（大阪商工会議所主催）
- 職場ストレスから会社と社員を守る実践セミナー（株式会社オービック主催）
- 賃金制度改定による中期的な人件費削減策の検討及びコントロール方法（株式会社オービック主催）
- グローバル価格競争時代に対応した、新たな賃金カーブの描き方（株式会社エクス主催）
- 会社と社員の成長に不可欠な評価制度の作り方（税理士法人中央会計主催）
- “人が育ち、リピーターが増える店作り”の秘密（クックビズ株式会社/株式会社アントレプレナーファクトリー共催）
- 65歳定年時代 人件費適正化のポイント（京都商工会議所主催） ほか

助成金が受給できるケース

以下のひとつでも当てはまれば、
受給対象となりえます。

- パート従業員を雇用している
- 正社員の採用予定がある
- パート従業員から正社員への登用を検討している
- 従業員への教育訓練を企画している
- 評価制度（評価シート）を導入したい
- 従業員へのキャリアコンサルティング面談を行いたい
- 介護休業規程を設けたい
- パート従業員の健診を検討している

助成金受給の一例

【小規模デイサービス2か所/スタッフ約15名のケース】

- | | |
|------------------------|-------|
| ・パートスタッフ(有期契約)8名を無期契約に | 170万円 |
| ・パートスタッフ4名以上に健康診断を受診 | 40万円 |
| ・契約社員2名を正規雇用に転換 | 100万円 |
| ・能力評価制度を導入 | 100万円 |
| ・キャリアコンサルティングを1名に実施 | 35万円 |
| ・パートスタッフ1名が外部研修を受講 | 50万円 |

受給額合計 495万円

雇用関連助成金とは？

雇用保険適用事業所に対して国から支給される返済不要の支援金です。

- 融資と異なり、受給しても返済義務はありません。
- 従業員の処遇改善や育成などに取り組む事業所が、受給対象となります。
- 審査により対象企業が選定される補助金とは違い、各助成金制度が定める趣旨・要件を満たした手続きを踏めば、100%受給できます。

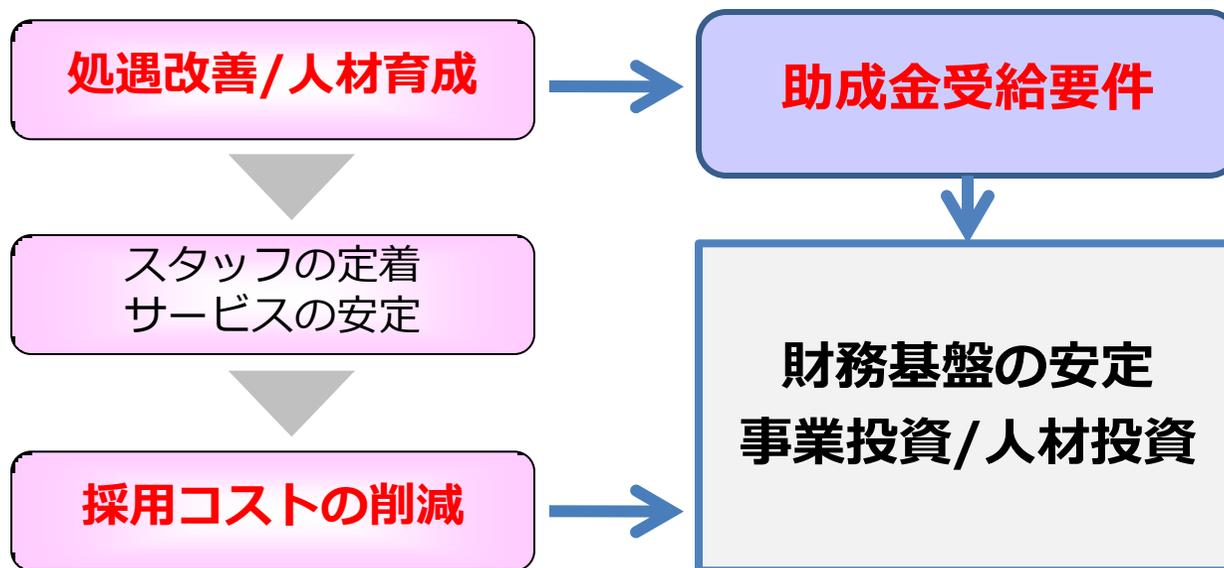
●雇用保険料の内訳

会社負担 0.35%	助成金の財源
会社負担 0.5%	
従業員負担 0.5%	失業給付等の財源

- 会社が負担する雇用保険料の一部が助成金の財源に充てられています。
- つまり、**雇用保険料を納めている全ての事業所に、受給の権利があります。**

助成金の活用メリット/意義

助成金受給に取り組むことで、
従業員と会社の両方がメリットを得られます。



受給後の助成金は用途を限定されません。
生れた資金余力により、新たな投資に活用できます。

助成金を受給するには① 労働局への手続き/折衝

1. あらかじめ計画を提出し、認定を受けていなければなりません。

すでに着手していたり、導入済みの制度・施策は対象となりません。

2. 助成金の対象となる制度・施策を完了しなければなりません。

計画を提出しただけでは、支給対象となりません。

3. 国の政策変更により、毎年度助成金の改廃が行われます。

助成金の改廃後に申請手続きを始めても、支給対象とならない場合があります。

4. 制度・施策の実施を証明するため、大量の提出書類を全て完備しなければなりません。

書類が一つでもそろわなければ、支給対象となりません。

受給までの一連の面倒な手続きを、一括して代行します。

助成金を受給するには② 事業所要件のクリア

以下のチェックリスト全項目で「はい」となる必要があります。
ただし「いいえ」となる点があっても、クリアできるよう指導・サポートします。

1 暴力団員でない。暴力団との関係がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 過去3年間に、助成金の不正受給を行ったことがない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 過去1年間に、労働基準法違反で送検処分を受けていない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 過去6か月間に、会社都合の退職者を出していない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 就業規則を労働基準監督署に届け出ている。(全従業員数が10名未満は不要)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6 労働保険料を滞納していない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7 当面、会社都合の退職者を出すことはない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8 全ての従業員を、適正に雇用保険に加入させている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
9 全ての従業員を、適正に社会保険に加入させている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
10 タイムカードまたは出勤簿を作成・保存している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
11 賃金台帳を作成・保存している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
12 雇用契約書(労働条件通知書)を作成している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
13 時間外手当を適正に支給している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

今後の改善により、
要件をクリア
できます。

助成対象となるテーマ【本日のセミナー】

1. 処遇改善

- パートスタッフを中心とする非正規スタッフのキャリアアップ促進を目的
- 正規社員への転換や給与ベースアップなどの処遇改善策が対象

2. 人材育成

- 研修等によるスタッフの能力向上策/資格取得支援策が対象
- 能力評価制度の導入や、キャリアコンサルティングの実施など、1対1での人材育成策も対象に

3. 雇用

- 60歳以上、母子家庭の母などの特定のスタッフを新規で雇用し、一定期間定着した場合が対象

4. 福利厚生

- 介護休業取得支援や、パートスタッフの法定外健康診断受診支援などが対象

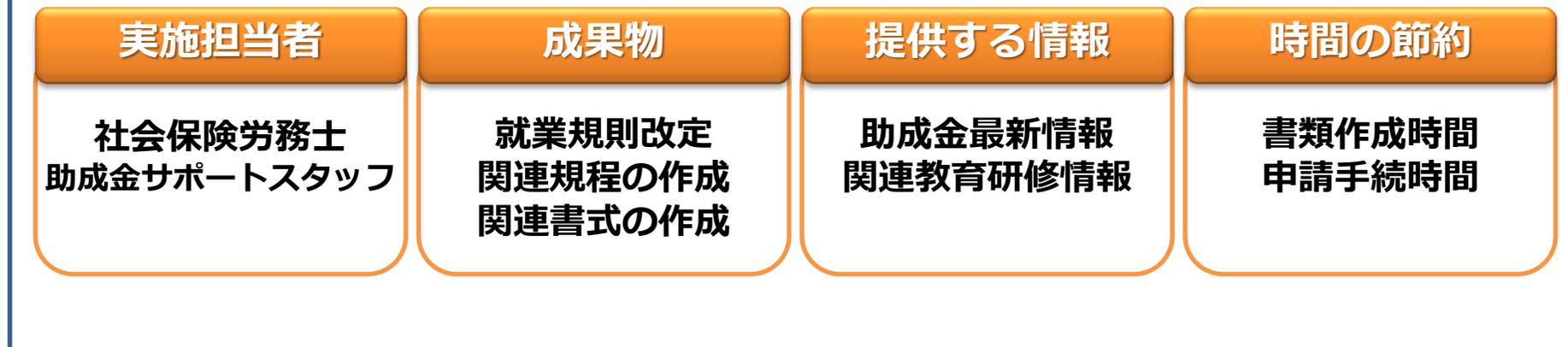
はた楽の助成金申請サポートサービス

助成金申請サポートサービス

●助成金申請サポートサービスの流れ



助成金申請代行サービス



ご準備いただきたい資料

	受領方法
1. 就業規則（本則）	ハードコピー (労基署届出印がある場合) & データ
2. その他関連規程（賃金規程/パート就業規則等、ある分全て）	ハードコピー (労基署届出印がある場合) & データ
3. 登記事項証明書（コピーで結構です）	ハードコピー
4. 従業員一覧表	データ

揃う分からで結構ですので、順次お送りください。

よくあるQ&A①

Q1. 「うちのようないきな事業所でも対象になるんですか？」

A. 事業規模が小さいことは問題になりません。むしろ、中小企業の方が受給額は優遇されます。但し、「雇用保険の適用事業所」であることが最低限の条件となります。

Q2. 「はた楽にお願いしたら、全部やってもらえるんですか？」

A. 完全に全ての作業ができるわけではありません。社内の書類準備は、代表者（ご担当者）にやっていただく必要があります。当方では、役所への手続き関係/対象助成金に固有の資料作成を行います。

Q3. 「顧問の税理士さんや社労士さんに頼んだ方がいいのでは？」

A. 「助成金申請代行」ができるのは社会保険労務士のみで、税理士の業務範囲ではありません。また、社労士でも助成金の申請業務を扱わない事務所もありますし、労務顧問契約を前提とした助成金業務しか行わないケースもあります。

よくあるQ&A②

Q4. 「制度の導入というのは、具体的に何をするんですか？」

A.今回は、助成金の要件に沿った就業規則の条文作成や給与規程の作成、雇用契約書（ひな形）の文言作成を中心に行います。また、その他「社内で共有すべき人事に関するルール・取決め」において、必要な資料（成果物）を作成いたします。

Q5. 「処遇や労働環境を改善するのはいいが、負担が増えるのはちょっと…」

A.おっしゃる通りです。あくまで、社長様の思いや希望をお聞きしながらできる範囲での制度導入をご提案いたします。

はた楽のサポートサービス 導入メリット

私どもを活用いただくメリット

1. 着手金などの事前費用は原則いただきません (※キャリアコンサルティング面談費用のみ別途頂戴します)
2. 助成金受給に必要な「就業規則の新規作成/変更」も無料で対応します
3. 労務顧問契約を前提にせず、顧問社労士様とすみ分けをいたします
4. 人事制度設計コンサルティングノウハウを活かした提案ができます



【事務所概要/お問合せ先】

- 事務所名 社会保険労務士法人はた楽
- 代表社会保険労務士 佐藤 東
- 社会保険労務士登録番号 第27140190号
- 所在地 〒541-0044 大阪市中央区伏見町2丁目3-7 大拓14ビル3F
- Tel 06-6224-0165
- Fax 06-6224-0237
- 併設会社 株式会社プロキャリア（人材紹介サービス/採用代行サービス）許可番号 紹介27-ユ-301631
- 併設会社 株式会社プロキャリア・ライフケア（在宅介護サービス）
- URL <http://hata-raku.net/>
- Mail mail@hata-raku.net